

株式の併合

1 意義

株式の併合とは、2株を1株とする、あるいは3株を2株とするように、数個の株式を合わせて発行済株式を比例平等的に従前よりも少数の株式とすることである。株式の併合は比例平等的に行われるので、株主に対する影響は決して大きいものではない。そのため、株式の併合はいつでも行うことができる。

しかし、たとえば2株を1株とする株式併合だと、偶数株、偶数単元を有していれば問題はないが、1株、1単元しか有していない株主は、併合の結果1株未満、1単元未満となってしまう、1株未満の場合は端数処理され(235)実質的に株式を失ってしまう、あるいは1単元未満の場合は株主としての権利が制限されてしまう(189)。その結果、奇数株、奇数単元を有している株主も、株式併合の結果、併合後に端数や単元未満が生じない株主との間で実質的な不平等が生じる可能性が高い。このように、株式併合は、株主に対して少なからぬ影響が生じることから、株主総会の特別決議が必要とされている(180Ⅱ、309Ⅱ④)。

2 手続き

会社が株式併合をしようとするときは、その都度、株主総会の特別決議(309Ⅱ④)で、次の事項を決定する(180Ⅱ)。

- i 併合の割合
- ii 効力発生日
- iii 種類株式発行会社であれば、併合する株式の種類

上記株主総会においては、取締役は併合する必要性についての理由を説明しなければならない(180Ⅲ)。

会社は、効力発生日の2週間前までに株主(併合する種類株主)及び登録株式質権者に対し上記決議事項を通知し、または公告する¹(181)。

振替株式を併合する場合、会社は効力発生日の2週間前までに次の事項を振替機関に通知する(社債株式振替136Ⅰ)。

- i 当該株式の併合に係る振替株式の銘柄
- ii 減少比率²
- iii 効力発生日
- iv 発行者の口座(この口座は端数処理の際に利用される)

以後、順次直近下位機関に通知し、振替口座簿に減少の記載、記録をする(社債株式振替136Ⅱ乃至Ⅳ)。

振替株式以外の普通の株式については、132条に基づき会社が株主名簿に記載、記録する

¹ 振替株式が併合される場合、その効力発生日時点で総株主通知がなされる(社債株式振替151Ⅰ②)。しかし、総株主通知は株式併合の効力発生後に行われるので、181条に基づいて効力発生2週間前までに株主に通知しようとしても、会社は正確な株主を知りえない。したがって、上場会社の場合、常に公告によらざるを得ないのではないか。

² 併合後の振替株式の発行総数を併合前の振替株式の発行総数の割合で除した割合のこと。

ことになる³。

株式併合の効力は、効力発生日にその効力が生じる（182）。

端数処理は、別途説明する。

株式の分割

1 意義

株式の分割とは、株式の併合とは逆に、1株を2株とする、あるいは2株を3株とするように、発行済株式を比例平等的に細分化して従前より多数の株式とすることである。特に、現行会社法では同一種類の株式を一定割合で増加させることを意味する。その意味において異種類の株式を比例平等的に割り当てることを可能とする株式無償割当てと区別される⁴。

株式分割の場合、既存の株主に対して無償で新株が比例平等的に割り当てられることになるので、株主に実質的影響はほとんどない⁵。

2 手続き

株式分割は、いつでもでき、その都度、取締役会で次の事項を決定する（183 I）。

- i 分割の割合（種類株式を分割する場合は、当該種類の株式の分割割合）及び分割に係る基準日
- ii 効力発生日
- iii 種類株式発行会社であれば、分割する株式の種類

株式分割は、基準日時点の株主について、効力発生日にその効力が生じる（184 I）。

株式併合とともに行う定款変更には2つの特則がある。1つは、株式分割と同時に発行済株式総数を増加する場合で、発行可能株式総数も定款記載事項ではあるが、株主総会の決議によらずに分割割合と同割合まで増加することができる⁶（184 II）。

もう1つは、株式併合と同時に単元株式数の導入または増加をする場合であり、例えば従前の1株を100株に分割する場合に、分割後の100株や10株を1単元とするなど、株主の権利に影響を及ぼさないような単元株式数の変更は、定款変更であるにもかかわらず、株主総会によらずに可能とされる（191）。

もともと、上記2つとも、会社の意思決定である以上、上場会社のような取締役会設置会社では取締役会決議は必要であろう。

振替株式を分割する場合は、会社は効力発生日の2週間前までに次の事項を振替機関に通知する。

³ 132条にいう株式を発行した場合に該当すると考えられているようであるが、株券発行会社ならともかく（株主に株券を提出させて（219）、株券を発行しなおす必要がある）、上場会社のように株券を発行しない会社の場合、単に株主名簿の保有株式数を減少させるだけであるから、「発行」というイメージとはだいぶ遠い。

⁴ 会社法制定前は、株式無償割当てという制度はなく、株式分割により異種類の株式を割り当てられるかどうかにつき、争いがあったようである。

⁵ ただし、分割の倍数が整数倍でない場合は、やはり割り当てられる株式に端数が生じる可能性があり、全く影響がないわけではないはずである。

⁶ 株式分割も新株発行の一つと解され、かつては発行可能株式総数の範囲内でしか分割ができないとされていたが、この規定のおかげで、事実上無限に分割が可能となり、現に上場会社で1万分割を行った事例がある。

- i 当該株式の分割に係る振替株式の銘柄
- ii 増加比率⁷
- iii 株式分割に係る基準日及び効力発生日
- iv 発行者の口座（この口座は端数処理の際に利用される）

以後、順次直近下位機関に通知し、効力発生日において、振替口座簿の基準日⁸時点の保有者欄に増加の記載、記録をする（社債株式振替 137Ⅱ乃至Ⅳ）。

振替株式以外の普通の株式については、基準日時点で株主名簿に記載、記録されている株主に対し、会社が効力発生日に株主名簿に記載、記録することになる⁹（184Ⅰ）。

端数処理は、別途説明する。

3 株式分割の利用のされ方

株式分割は、①高くなりすぎた株価を下げるため、②いわゆる株式配当¹⁰を行う場合などに利用される。振替株式の制度が完備する前に、濫用的な株式分割がなされた事例もある¹¹が、濫用的な株式分割で、結果的に株主が損害を被ったような場合には取締役は 429 条¹²などによる責任を問われる可能性もあろう。

株式無償割当て

1 意義

株式無償割当てとは、株主に対して無償で株式の割当てをすることである（185）。株式分割と同様に、比例平等的に株式を割り当てることになるが、株式分割とは異なり、種類株式発行会社の場合、株主の有する種類とは別の種類の株式を割り当てることができる。割り当てる株式は、新株を割り当ててもよいし、自己株式を割り当ててもよいと解されているようである。

自己株式には無償割り当てをすることはできない（186Ⅱ）¹³。

2 手続き

株式無償割当てはいつでもすることができ（185）、その都度取締役会（定款に別段の定めをすることができる）で次の事項を決定する（186Ⅰ、Ⅲ）。

- i 株主に割り当てる株式の種類及び種類ごとの数、またはその数の算定方法
- ii 効力発生日

⁷ 株式分割により株主が受ける株式の総数の、分割前の株式の発行総数に対する割合のこと

⁸ 基準日を定める以上、総株主通知（社債株式振替 151Ⅰ①）がなされると思われる。

⁹ 132 条にいう株式を発行した場合に該当すると考えられる。

¹⁰ かつては、配当可能利益の資本組み入れとともに行う株式の現物配当を「株式配当」として特殊な配当と位置付けている時代があった。

¹¹ 株主に株券を提出させる必要があったので、株式分割の手段中、市場での株式の供給が著しく滞り、結果、大幅な株式分割がなされたにもかかわらず、分割後の株価はむしろ値上がりしたという。しかし、このような株式分割は、いずれ必然的に大幅な株価の下落を招くはずであり、相当問題があると言わざるを得ない。

¹² 役員 of 第三者に対する責任の規定ではあるが、ここでいう第三者には株主も含まれるというのが一般的な解釈である。

¹³ 株式併合や株式分割にはこの種の規定が欠けているので、自己株式にも株式併合や株式分割の効力を及ぼしようと解されているようである。

iii 種類株式を発行している場合は、当該無償割当てを受ける株主の有する株式の種類

株式分割と異なり、基準日の設定を要求していないが、上場会社の株式のように日々売買が行われている会社の場合、基準日を設定する必要性は高いかと思われる。

割り当てる株式は、その有する株式の割合に応じて比例平等的に割り当てなければならない（186Ⅱ）。

株式無償割当ては、効力発生日にその効力を生じる（187Ⅰ）。

振替株式を割り当てる場合、振替株式の発行時の新規記載、記録の手続き（社債株式振替 130）をすることになる¹⁴。

振替株式以外の普通の株式については、会社は効力発生日に株主名簿に株式発行の記載、記録をする。

会社は、効力発生後遅滞なく、株主および登録株式質権者に対し、当該株主が割当てを受けた株式の種類および種類ごとの数を通知しなければならない¹⁵（187Ⅱ）。

端数処理は、別途説明する。

¹⁴ 詳細は募集株式発行の項目参照。

¹⁵ 通知内容の個別性が要求されるので、公告で代替できない。